信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 26 年 5 月

そうま農業協同組合

目 次

1	平成 26 年 2 月期決算の概要	
(1)	経営環境	••• 1
(2)	決算の概要	••• 1
(3)	自己資本比率の状況	• • • 3
2	農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業 を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進 捗状況	
(1)	農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策	• • • 4
(2)	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業 者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のため の方策	• • • 8
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	• • • 9
(4)	東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域に おける復興に資する方策	• • • 13
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経 済の活性化に資する方策	• • • 23
3	剰余金の処分の方針	• • • 25
4	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策	
(1)	経営管理体制	• • • 25
(2)	業務執行に対する監査又は監督の体制	• • • 25
(3)	地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み	• • • 26
(4)	与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市 場リスクの管理を含む各種リスクの管理状況	• • • 26

1 平成26年2月期決算の概要

(1) 経営環境

東日本大震災・原発災害の発生より約3年が経過し、管内では各市町村の復興計画に基づき各種の施策が講じられておりますが、過去に類を見ない甚大かつ未曾有の被災状況ゆえに様々な課題・障害が存在・発生し、管内の復旧・復興は道半ばの状況にあります。

特に、原発事故の影響については、依然、管内には長期間の避難生活を余儀なくされている住民が多数存在する中、管内の大部分の地域は帰還時期が明確になってきておりますが、現時点で帰還希望者が半数に満たないとの調査結果が出た地域もあり、帰還後の地域経済につき不透明感が否めない状況にあります。

また、管内農業については、平成 26 年度、南相馬市において旧警戒区域を除く地域で、水稲栽培につき実証栽培から本格栽培に移行しますが、農地除染が遅れる中での本格栽培移行に対する不安・不満等から、平成 25 年度の実証栽培面積を下回る栽培面積になっております。

このような環境のなか、当組合は、地震・津波被害及び原発事故・放射能被害を受けた地域の農業協同組合として、組合員・利用者の方々の意向を汲みながら、農業者に対する信用供与の円滑化と被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげてさまざまな施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 決算の概要

a 資産・負債の状況

(a) 貸出金残高(単体)

貸出金残高は、住宅新築への動きが活発化したことを主因に、貸出金全体で前期末比2億63百万円増の225億87百万円となりました。

増加要因としては、住宅ローンについて、住宅再建ニーズの高まりにより前期末比大幅増(+16億22百万円)となったことに加え、その他事業関連貸出について、被災者や復旧・復興作業者向けの賃貸住宅建設資金対応により前期末比増(+3億7百万円)となったことが挙げられます。

減少要因としては、その他生活関連貸出について、引き続き手元資金による繰上償還があり前期末比大幅減(▲4億41百万円)となったことに加え、地方公共団体向け貸出について、復興交付金等の財政手当等により既往の貸出金の約定返済が進捗した結果前期末比大幅減(▲4億76百万円)となったことなどが挙げられます。

農業資金については、資金需要が本格化せず、前期末比減(▲1億85百万円)となりました。

(b) 貯金残高(単体)

貯金残高は、住宅再建や相続のための大口の払い出しがある一方で、東京電力からの原発事故損害賠償金の口座入金が続いており、前期末比で421億48百万円増の2,066億97百万円となりました。

<主な勘定の推移>

(単位;百万円)

		平成 26 年		平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
		2月末実績	前期末比	2月末実績	2月末実績	2月末実績
資	産	231, 371	+43, 321	188, 050	170, 620	105, 346
	うち預金	192, 036	+43, 223	148, 813	127, 987	54, 441
	うち貸出金	22, 587	+263	22, 324	24, 412	28, 515
	農業関連	792	▲ 185	977	1, 174	1, 373
	その他事業関連貸出	2, 610	2,610 +307 2,3		1,868	2, 459
	住宅ローン	8, 751	+1,622	7, 129	7, 090	8, 003
	その他生活関連貸出	1, 488	▲ 441	1, 929	2, 573	3, 446
	地公体貸出	2, 764	▲ 476	3, 240	3, 815	4, 079
	うち固定資産	5, 410	▲ 182	5, 592	6, 155	6, 421
負	債	214, 403	+42, 212	172, 191	155, 253	98, 636
うち貯金		206, 697	+42, 148	164, 549	147, 002	91, 714
純	資産	16, 968	+1, 109	15, 859	15, 367	6, 710

b 損益の状況 (単体)

信用事業における貯金増による運用資産増に伴う預金利息の増、及び貸倒引当金戻入益の増により金融関連事業総利益が前期比増となったこと、農産物の販売事業総利益も、水稲作付自粛・制限及び風評被害による価格低迷等から震災前水準を大きく下回る状況に変わりないものの、農業生産基盤の一定の復旧から前期比では増となったことから、事業総利益は前期比7億94百万円増の37億72百万円となりました。

事業管理費についても、総体的に抑制に努めた結果、事業利益は前期比7億63百万円増の10億38百万円となりました。

特別損益については、特別利益において原発事故被災にかかる東京電力からの受取損害賠償金(5億62百万円)等を計上する一方、特別損失において被災資産の修繕費・解体費等災害による損失(1億32百万円)を計上したものの、災害による固定資産評価損・損失が前期比大幅減となった結果、前期比4億94百万円増の4億96百万円となりました。その結果、当期剰余金は前期比6億87百万円増の11億70百万円となりました。

<損益状況の推移(単体)>

(単位;百万円)

	b t-			 5 4-	
	平成 26 年		平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
	2月期実績	前期比	2月期実績	2月期実績	2月期実績
事業総利益	3, 772	+794	2, 978	2,666	3, 147
うち信用事業	1,881	+583	1, 298	1,047	916
うち共済事業	1, 145	+1	1, 144	1, 110	1, 085
うち購買事業	422	+88	334	255	573
うち販売事業	86	+14	72	161	337
事業管理費	2, 734	+31	2, 703	2,696	3, 050
うち人件費	2, 020	+70	1,950	2,046	2, 175
うち施設費・減価償却費	402	▲ 45	447	395	535
事業利益	1, 038	+763	275	▲29	97
事業外収益	205	+112	93	81	93
事業外費用	233	+211	22	25	45
経常利益	1,010	+664	346	27	146
特別利益	709	▲ 267	976	3, 152	62
うち義援金等	-	▲ 107	107	2, 858	_
うち受取損害賠償金	562	+98	464	256	-
うち一般補助金	2	▲308	310	2	11
特別損失	213	▲ 761	974	4, 488	52
うち個別貸倒引当繰入	-	▲ 120	120	1, 249	-
うち災害損失特別勘定繰入	-	_	_	2, 155	
うち災害による固定資産評価損	-	▲ 430	430	_	14
うち災害による損失額	132	▲ 174	306	1,026	
税引前当期利益	1, 506	+1, 158	348	▲ 1,309	156
当期剰余金	1, 170	+687	483	▲ 1,306	▲ 78

(3) 自己資本比率の状況

当期剰余金の計上によるプラス効果を貯金増による運用資産増に伴う リスクアセットの増加によるマイナス効果が上回り、単体自己資本比率は 平成25年2月末比▲2.16ポイント下落して23.20%、Tier I 比率は同比 ▲1.93ポイント下落して21.94%となりました。

<単体自己資本比率の推移>

平成26年2月末	平成 25 年 2 月末	平成 24 年 2 月末	平成 23 年 2 月末
23. 20%	25. 36%	25. 21%	12.85%

2 農業者等に対する信用供与の円滑化その他の当組合が事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者等に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者等に対する信用供与の実施体制整備のための方策

当組合は、信用供与の円滑化を適切に推進し、地域金融機関として、農業をはじめとする地域経済の発展に資する取組みをこれまで以上に強化するとともに、営農再開や生活再建に向けた管内における震災復興支援を万全に進めるため、以下の取組みを行っております。

(a) 緊急貯払い等への対応

震災以降、通帳やキャッシュカードを所持せず避難された方に対し、全国のJAグループの協力の下、県外に避難されている等の理由で当組合店舗まで足を運べない方への払戻し等の対応を実施しております。

震災から3年が経過し、避難された方との個別相談等を行いながらキャッシュカード等の再発行手続きが進んだことにより、便宜的な対応件数は減少傾向にありますが、引き続き避難した組合員・利用者の方々の利便性確保や生活維持・支援のための取組みを行うこととしております。

<緊急貯払等対応件数>

(単位:件)

	震災以降	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
	~平成24年2月	~平成25年2月	~平成26年2月	~4 月
緊急貯払 (便宜払い)	3, 111	78	14	2
事故貯金受付登録 (出金停止処理等)	631		-	1
カード・通帳再発行	346	13	1	
計十	4, 088	91	13	2

(b) 避難された組合員・利用者への情報提供の強化

避難された組合員・利用者の連絡先等については各担当支店により避難先を確認・リスト化のうえ、通常居住されている管内組合員・利用者への対応と同様に、LA(共済専任渉外)39名・MA(金融専任渉外)10名により直接面談を重視した訪問活動(概ね渉外一人あたり週40先訪問)を行い、金融面の他、営農・生活支援のための各種情報提供と組合員・利用者個別のニーズの把握に努めております。

なお、組合員の避難状況について、管轄支店毎の確認結果(避難戸数 4,496 戸)に基づきデータベース化作業を行っており、引き続き情報の定期更新と組合内共有を図り、組合員への支援態勢の更なる整備を進めています。

また、現在避難区域に指定されている地域についても、管内の大部分の地域は、帰還時期が明確になってきており、今後住民帰還に向けた準備が進んでいくことになりますが、こうした状況を踏まえながら組合員・利用者のニーズに応じた各種情報提供を行ってまいります。

<分野別各種情報提供内容の例>

分野	情報提供及びサポート内容
	住宅再建のための住宅ローン相談 (復興住宅融資含む)
金融	生活支援のためのJAそうま独自資金の案内
	既存貸付案件の条件変更等に対する説明
	旧警戒区域(原発 20 km圏内)避難者への申請手続き案内
共済	被災住宅の保障内容の見直し
	未加入世帯への加入案内
	地域内農地の放射線数値の周知
営農	農産物作付にかかる情報提供
	農産物損害賠償手続きの受任及び今後の対応説明
	仮設住宅入居者への移動購買による生活物資サポート
生活	仮設住宅入居者への家庭薬配置促進による利用者健康管理
	仮設住宅入居者への食材加入による栄養バランスサポート

(c) 訪問活動等の取組み

毎月第二土曜日に「組合員宅一斉訪問デー」を設定のうえ、仮設住宅等に一時避難している組合宅も含め、担当集落を明確にしたうえで組合職員による訪問活動(対象は組合員宅の11,844戸)を実施し、情報提供を行うとともにご要望・ご意見を直接承る取組みを行っております。

平成25年度下期につきましては、通常の情報提供等に加え、平成25年10月に仮設住宅へのJAまつり抽選券の配布、12月に全国各地から頂いた支援物資の配布を行いました。

引き続き、こうした「組合員・利用者のもとへ『出向き絆を深める』体制」を強化することにより、頂いたご要望・ご意見を組合内で情報共有し事業展開に反映させ、適切な情報提供・発信を行いながら被災地の組合員・利用者に配慮した事業運営を推し進めてまいります。

(d) 相談受付体制 (震災相談窓口担当者の指定)

当組合では、「震災相談窓口」を本店及び全支店に設置し震災相談窓口担当者を配置のうえ、被災された農業者等からの営農再開や生活再建等に関する幅広い相談を受け付け、組合内部門間で連携しながら、組合員・利用者が抱える個別の問題に対し迅速に解決策を提供する取組みを行っております。

平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月の主な相談案件については、次のとおりです。

営農関連:地震・津波被害を受けた組合員の方から、農業設備資金の借入相談がありました。 J A グループ福島により無利子措置が図られている農家経営安定資金にて対応しております。

生活関連:地震・津波被害を受けた組合員の方を中心に、住宅再建に係る相談がありました。組合員のニーズをヒアリングしつつ、災害復興住宅融資

制度やJA住宅ローンにより対応しております。

その他:復興のための用地買収等に伴う抵当権解除、条件変更対応の相談がありました。申し出のとおり対応しております。

<相談受付実績(平成24年2月~平成26年4月)>

		TF -1-2 0.4	# 0 II	平成 24	年3月	平成 25	年3月	平成 26	年3月
分類		平成 24	平成 24 年 2 月		~平成 25 年 2 月		~平成 26 年 2 月		. 月
	分類内訳								
		件数	うち	件数	うち	件数	うち	件数	うち
			完了		完了		完了		完了
	(新規融資) 運転資金の相談	10	10	12	12	2	2	_	_
277	(新規融資) 設備資金の相談	3	3	22	22	7	7	2	1
営農関連	補助金等の各種制度利用にかかる相談	6	6	17	17	_	_	_	_
関連	作付再開・農業基盤復旧にかかる相談	_	_	33	33	_	_	_	_
Ą	その他	_	_	17	17	23	23	_	-
	小計	18	18	91	91	32	32	2	1
	住宅の再建等にかかる資金相談	1	1	73	68	44	30	9	2
生活関連	自動車購入等にかかる資金相談	5	5	21	21	5	5	3	_
関連	生活資金にかかる相談	2	2	14	14	1	1	_	-
Ĥ	生活資金等の返済にかかる相談	_	_	7	7	1	1	_	_
	小計	8	8	115	110	51	37	12	2
その他		_	-	81	81	7	7		_
	合 計	26	26	287	282	90	76	14	3

- ※ 未完了案件には、手続中の融資実行予定案件も含まれている(融資実行をもって完了となる)。
- ※ 営農関連で、複数項目に重なる相談案件(作付再開に関連する運転資金ニーズ、営農再開にあたっての補助事業利用の相談、等)があることから、各項目積算件数と小計件数は一致せず。

(e) 臨時営業店舗での相談対応

原発事故の影響により避難状態が続いている組合員・利用者への対応として、以下のとおり臨時営業店舗を開設し各種相談・支援を行っております。

<臨時営業店舗・総合相談JA窓口>

店舗名	住所・電話番号	取扱業務
小高総合支店 福浦支店	南相馬市原町区下高平字雁明46番地1 (当組合・旧高平事務所内) TEL. 0244-25-3601 FAX. 0244-24-5270	金融・共済・購買窓口 営農・損害賠償相談
飯樋出張所	相馬郡飯舘村深谷字二本木前27番地の1 (当組合・飯舘総合支店内) TEL. 0244-42-0121 FAX. 0244-68-2001	金融・共済・購買窓口営農・損害賠償相談

b 農業者等に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、管内の復興支援を万全に進めるべく、組合員・利用者の具体的ニーズの充足や満足度向上を図る取組みを着実に進めていく観点から、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況等について、月次及び四半期毎に取組事項の検証や情報共有を行うこと等により、計画した実施事項の進捗管理を行っております。

(a) 本店管理部署・支店取組部署における進捗管理(月次)

当組合では、本店総合企画部を管理部署として、常勤役員、各部長・次長、総合支店長・営農センター長の参画により、毎月「戦略企画会議」を開催し、信用事業強化計画における各施策及び計数実績等の進捗管理を行うとともに、被災者や管内営農動向等を確認しながら事業部門間の連携事項のあり方等について、進捗状況に応じた改善策の検討と対策に取り組んでおります。

平成 25 年度下期は、実績報告にかかる説明を簡素化し、課題抽出及び改善対応協議に一層重点を置いた運営としました。数値面で、場所別・部門別分析により労働生産性が芳しくない場所・部門について協議するとともに、事業運営面では、各総合支店から出された課題・対応案につき協議しております。協議結果を踏まえ、不採算部門の収益増に向けた組織機構の新設・再編をするとともに、当 JA のみでは完結しない事業の進め方について県連を含めた検討を継続中です。

引き続き、信用事業のみならず当組合全事業に関わる課題であるとの認識の下、全事業の関係部署で協議する「戦略企画会議」にて月次進捗管理を行いながら、被災地域の復興・地域経済の活性化に資する取組みを適切に遂行してまいります。

(b) 理事会での進捗管理 (四半期毎)

理事会においては、前記の「戦略企画会議」等での検討・協議を踏まえた信用事業強化計画の取組状況について四半期毎に報告を受け、計画の進捗状況等を確認・管理するとともに、地域の復興状況や組合員・利用者からの相談・ニーズ等に応じた信用供与の対応状況について検証する体制としております。

平成 26 年 3 月の理事会においては、今後の課題として①南相馬市において旧警戒区域を除く地域で実証栽培から本格栽培へ移行するにあたっての不安材料②地域全体での労働力不足からの当組合における慢性的な職員不足等を挙げ、対応方向として①組合員の意向を把握し、利便性確保、満足度向上策を示すために接点維持・強化をすること②管内行政や関係団体の指導・応援を得ながら、営農継続・再開をする組合員に対し、できる限りの体制でバックアップすることを報告しております。

今後とも、設定した計画の進捗状況について管理・検証等を行い、計画 遂行上必要と認識される施策等について、当組合各部署に対して個別実施 事項の改善や取組み強化を指示してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応 した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

a 不動産担保または個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、福島県農業信用基金協会の保証制度(個人の場合、原則無担保・無保証)を活用し、農家経営安定資金や農業近代化資金等の震災特例融資を積極的に活用しながら、組合員・利用者の経営状況及び将来性や復興状況を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資を推進しています。

<震災特例融資の状況>

	震	災以降	平成 24 年 3 月 平成 25 年 3 月				平成 26 年 3 月		
資金種類	~平成	24年2月	~平月	戊 25 年 2 月	~平原	戈 26 年 2 月	~4 月		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
農家経営安定資金	52 件	317 百万円 23 件 115 百万円		115 百万円	15 件	47 百万円	3 件	9 百万円	
農業近代化資金	1 件	10 百万円	6件	31 百万円	8件	42 百万円	2件	24 百万円	

<当組合独自に設定した資金の対応状況>

	震	災以降	平成 24 年 3 月		平成	25年3月	平成 26 年 3 月	
資金種類	~平成	え24年2月	~平月	戈 25 年 2 月	~平成 26 年 2 月		~4 月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東日本大震災対応資金	70 件	56 百万円	19 件	14 百万円	14 百万円 (取扱終了)			

b 出資の機会の提供

当組合管内において、除塩・除染等による農業基盤の復旧に伴い、農地を 集積し大規模化・法人化を目指す動きが今後進展することを想定し、管内の 営農形態の動向・変化等を把握しながら、法人等の出資受入れによる財務安 定化等のニーズにも対応できるよう、アグリビジネス投資育成株式会社(注) による出資等、官民の各種ファンドの活用機会に関して、農林中央金庫福島 支店とも連携のうえ、適切に紹介・提案してまいります。

注:アグリビジネス投資育成株式会社とは、農業法人の発展をサポートするため、JA グループと株式会社日本政策金融公庫の出資により設立され、農林水産省の監督を受ける機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

当組合では、震災発生以降、各営業店舗において、被災状況等を踏まえた 融資先の組合員・利用者との協議を継続的に実施しており、こうした対応を 通じて、きめ細かく組合員・利用者の状況等を把握しながら、円滑な信用供 与に資する方策を立案し、一層の取組み強化を図っております。

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

震災以降、組合員・利用者から返済猶予又は条件変更の申し出を受けた場合は、「金融円滑化に係る基本的方針」を踏まえ、組合員・利用者個別の状況に応じた相談対応・条件変更対応を継続して実施しております。

<震災後の条件変更対応状況>

(単位;件,百万円)

	震	災以降	平成 2	24年3月	平成 2	25年3月	平成 2	26年3月
	~平成 24 年 2 月		~平成	25年2月	~平成 26 年 2 月		^	~4 月
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業関連資金	29	301	5	164	2	23	1	_
生活関連資金	166	1,669	1	18	_	_	_	_
うち住宅ローン	136	1, 584	1	18	ı	_	1	_
その他 (農業外事業資金)	9	220	-	-	_	_	_	_
計	204	2, 190	6	182	2	23	_	_

平成25年9月から平成26年4月末までの条件変更の申し出の受付件数は2件・23百万円(農業関連資金)でした。この申し出を受けて、当該債務者の経営状況等の詳細把握を行うとともに継続的に個別協議を進めたうえで、申し出案件について条件変更を行いました。なお、平成25年8月末時点での条件変更に関する審査中等の案件もないことから、平成26年4月末時点での継続案件はありません。

また、平成25年9月から平成26年4月末までの私的整理ガイドラインにかかる相談・受付はなく、平成25年8月末時点での協議中等の案件もないことから、平成26年4月末時点での継続案件はありません。

引き続き、各支店による個別組合員・利用者への対応状況等について、月次で本店金融共済部が確認し、信用供与の円滑化対応にかかる適切性の維持を図っております。

b 被災者に対する新規融資の対応状況

当組合は、震災以降、被災した組合員・利用者の営農再開・生活再建を支援するため、被災者に対する新規融資に積極的に取り組んでおり、その結果平成25年9月から平成26年4月末までに210件・26億3百万円の新規融資を実行いたしました。

<震災以降の新規貸出実行状況>

		震災	泛以降	平成 2	4年3月	平成 2	5年3月	平成 20	3年3月
		~平成	24年2月	~平成:	25年2月	~平成:	26年2月	~	4 月
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農	制度資金	53	327	29	146	23	89	5	33
	うち農家経営安定資金	52	317	23	115	15	47	3	9
業	うち農業近代化資金	1	10	6	31	8	42	2	24
	JAバンクの資金	8	70	11	107	12	33	2	4
関	うちJA農機ハウスローン	1	1	1	1	2	3	-	_
	うちアグリマイティー資金	7	69	10	106	10	30	2	4
連	農業関連融資 小計	61	397	40	253	35	122	7	37
生	災害復興住宅融資制度(公庫原資)	2	22	20	289	40	688	3	54
	JAバンクの資金	189	527	161	1, 109	234	3, 094	48	573
活	うち J A住宅ローン	16	305	48	948	137	2, 929	24	530
関	うち東日本大震災対応資金		56	19	14		平成 24 年度	度で取扱終了	
1,4	うちJAマイカーローン	103	166	94	147	97	165	24	43
連 生活関連融資 小計		191	549	181	1, 398	274	3, 782	51	627
	合 計	252	946	221	1, 651	309	3, 904	58	664

(a) 農業関連資金 (制度資金等の震災特例融資等の積極的活用)

震災により倒壊した農業施設の復旧等のニーズに対し、震災特例融資である「農家経営安定資金」を中心に融資対応を実施し、平成25年9月から平成26年4月末までに26件・91百万円の融資を実行しました。

(農業関連資金の融資事例)

【農業近代化資金の対応事例】

東日本大震災及び原発事故の風評被害(出荷自粛)により、営農活動を休止していたところ、農機具(トラクター)の不具合が生じ稼働不能になりましたが、今般、営農を再開することとしたため、トラクター及び付属設備・器具の購入資金を農業近代化資金にて対応いたしました。

<資金対応の概要>

① 融資金額:14百万円

② 期間:5年③ 金利:無利子

④ 担保·保証:福島県農業信用基金協会保証(保証料免除)

(b) 住宅関連資金(住宅金融支援機構の災害復興住宅融資での不足分に対する 対応)

原発事故の影響により将来的な生活設計にあたっての不透明感が必ずし も払拭しきれていないものの、震災から3年が経過し、一部地域で防災集団 移転事業が進展する等、住宅再建ニーズの高まりを背景に地震・津波被害を受けた組合員の方を中心に、住宅関連資金の対応件数も増加している状況です。

当組合では、各営業店舗の「震災相談窓口」等での相談受付対応の他、ローンセンターによる建築業者向けアプローチ等による住宅関連ニーズの掘り起こし活動や、住宅ローン相談会を継続開催することにより、情報提供・資金提案等を行い、組合員・利用者ニーズに応える取組みを引き続き行っております。

この結果、平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月末までに、JA住宅ローンで 97 件・20 億 54 百万円、災害復興住宅融資制度で 18 件・3 億 37 百万円の融資を実行しました。

(災害復興住宅融資制度の融資事例)

【住宅の再建(土地取得・建物建設)】

津波により沿岸部に所在のご両親の住宅が流失・倒壊したことから、ご子息がご両親の為に陸地側に新たに住宅用地を取得、整地のうえ住宅を建築するための住宅資金を、金利負担が軽減される災害復興住宅融資制度の資金で対応しました。

<資金対応の概要>

① 融資金額:10百万円

② 期間:20年

③ 金利: 当初5年0%、5年~10年0.75%、11年目以降1.28%

④ 担保・保証:融資対象物件への抵当権

<住宅ローン相談会開催状況;平成25年9月から平成26年4月末まで>

開催月	開催場所	
平成 25 年 10 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店	
平成 26 年 1 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店	
平成 26 年 3 月	当組合ローンセンター及び相馬中村・原町各総合支店	

(c) 生活資金の対応

マイカー取得ニーズは、津波等により被災した自家用車の再取得のニーズから、通常の買い替えサイクルにかかるニーズに移行しております。

当組合としても組合員・利用者のそうしたニーズに対応し、平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月末までに、J Aマイカーローンで 69 件・1 億 21 百万円の融資を実行しました。

(d) 今後の対応

営農関連資金の需要に関しては、原発事故の影響により水稲作付を自粛してきた南相馬市が、旧警戒区域を除く地域において平成26年度からの作付再開を決定する等営農再開に向けての動きはありますが、風評被害・休止自粛期間の長期化といった地域固有の問題に加え、農業経営への先行き不安・

担い手不足といった日本農業に共通する問題が根底にあるため、個人については平成26年度も資金ニーズの急激な高まりは期待できない状況にあります。一方で、地震・津波被害を受けた地域において、復興組合の構成員が地域の担い手として法人組織を設立する動きもあり、資金対応を含め的確に対応していきます。

また、生活資金のなかで大きなウエイトを占める住宅資金に関しては、 平成 25 年度に引き続き、住宅再建ニーズが一層高まっていくものと想定し ております。

当組合としては、引き続き、管内の組合員・利用者の状況等をきめ細かく 把握しながら、営農再開・生活再建に向けた資金需要に的確に対応してまい ります。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に 資する方策

a 復興対策組織の設立・体制整備

現行組織機構の継続を基本としつつも、新たな水田農業政策をはじめとした農政大転換への対応や復旧・復興による営農再開・拡大の中で、農家所得の確保に向けた必要な部署の新設・再編を、人的支援としてJAグループから派遣いただいている人材を活用しつつ、平成26年3月に行いました。具体的には、農産物流通の調査研究や販路開拓、直販・営業・推進を強化するとともに、六次産業化を進めるための部署「直販課」を新設しました。また、各地域の復興進展状況に応じたきめ細やかな営農支援対応、行政との連携対応を強化するため、現行の3営農センター・3支所体制を6営農センター体制に再編・整備しました。

引き続き、被災地域における復興等に資する方策を着実に実行するため、取組課題の重要度等も勘案しながら、必要な体制整備を進めてまいります。

b 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

ア 負担軽減等にかかる対応

地震・津波被害に伴う農地の耕作不能、原発事故の影響による農産物価格の下落等に起因する農業収入の減少、また地震・原発事故の影響による管内の企業活動の停滞等に起因する農外収入・給与収入の減少により、組合員・利用者においては既往債務の償還が難しくなるケースも発生しております。

当組合では、組合員・利用者等からの条件変更等の相談を受けた場合は、個別の状況等を確認したうえで対応を実施しております。

特に、農業者に対しては、無利子の震災特例融資の対応(農家経営安定資金、農業近代化資金等)により、営農継続等にあたっての資金調達にかかる負担軽減を図っております。

また、既往債務の整理が必要と判断される場合については、税理士・ 弁護士等の専門家とも連携した債権・債務関係の整理のための協議や、 私的整理ガイドラインの活用検討等により、個別の状況に応じた対策を 実施してまいります。

イ 二重債務問題にかかる対応

組合員・利用者の事業の復旧に際し、二重債務問題への対応のため、 債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的に福島産業復興 機構や東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

平成26年4月末時点で当組合において取扱実績はありませんが、こう した各機構の活用を念頭に置き、本店金融共済部が支店をサポートする ことにより、組合員・利用者の置かれた状況・ニーズを適切に把握し、 債務の負担軽減に資する機能提供を行うための体制を整備しており、今 後顧客ニーズ等に基づいて順次対応を進めてまいります。

また、震災の影響により住宅資金で二重のローンを抱える被災者組合員・利用者に対しては、福島県により措置された利子補給事業の申込を受け付けております(当該利子補給事業は、津波・地震で半壊以上の罹災証明書を受けた被災者が、新たに住宅資金を借り入れる場合、既往の住宅ローンにかかる5年間分の利子補給を行うものです)。

当組合において、平成26年4月末時点では1件の対応実績があるともに、1件のご相談を受けている状況です。金融店舗等にチラシを備え置きしてご案内をしており、引き続き組合員・利用者の個別の状況を踏まえて提案・相談対応等を実施してまいります。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では、被災地の復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、「震災相談窓口」や渉外担当者等の訪問活動により把握した資金ニーズに対しては、関係機関(県・各市町村、農業信用基金協会、日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、福島県農業協同組合中央会・農林中央金庫福島支店等)と連携して、金利や保証の面でメリットのある資金メニューの提案等、様々な解決策の提供を行っております。

平成26年度については、前々年・前年と同様、生活関連資金に関し、農林中央金庫が実施する震災復興支援にかかるローンに対する利子補給制度(0.5%)を活用して、住宅やマイカー等のローン商品利用者の生活再建を後押しする取組みを進めております。

	貸付利率は平成26年5月1日現在。	
資金名	資金の内容	
制度資金		
経営体育成強化	質 日本政策金融公庫原資の資金であり、当組合が相談窓口	
金	及び取扱金融機関として受付を行います。東日本大震災を	
	受け、最長 18 年間の無利子化措置が図られています。	
	対 象 者:認定農業者、主業農業者	
※震災以降の取扱実	漬 資金使途:施設・機械・負債整理等	
はありません。	貸付限度額:5億円まで(個人は1億5千万円まで)	
	貸付期間:28年以内	
	貸付利率:18年間は無利子(保証料は不要)	
	担保保証人:原則不要(保証については、法人の場合は代	
	表者のみ、担保物件は融資対象物件に限る)	
農業経営負担軽	咸 営農に係る負債整理資金であり、当組合が取扱金融機関	
支援資金	として相談・受付を行います。大震災を受け、最長 10 年間	
	(特認の場合は15年間)の無利子化措置が図られています。	
	対 象 者:主業農業者	
※震災以降の取扱実	續 資金使途:営農に係る負債整理	
はありません。	貸付限度額:所要金額の範囲内	
	貸付期間:10年(特認15年)以内	
	貸付利率:10年間(特認 15年間)は無利子	
	担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証・	
	直接被災者は保証料負担なし)	
農家経営安定資金	東日本大震災ならびに東京電力福島第一原発事故により	
(東日本大震災)	農 被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、	
業経営対策特別	当組合が相談窓口及び取扱金融機関として受付を行いま	
金)	す。大震災を受け、県と JA グループ福島による利子補給(助	
	成) 措置を行い、最長 10 年間の無利子化措置が図られてい	
	ます。	
※震災以降の取扱実統	責	
: 93 件・4 億 88 百万	円 (平成 26 年 5 月 1 日時点の取扱期限:平成 27 年 3 月 31 日)	
	① 東北地方太平洋沖地震対策資金(地震・津波の被害を	
	受けた農業者等を対象)	
	対 象 者:農業を営む個人・団体等	
	資金使途:施設等の復旧、営農のための運転資金	
	貸付限度額:500 万円まで	
	貸付期間:10年以內	
	貸付利率:無利子(保証料は別途必要)	

資金名	資金の内容	
	担保保証人:不要(福島県農業信用基金協会の保証)	
	② 原発事故対策緊急支援資金(出荷制限・風評被害等の	
	影響により収入減少した農業者等を対象)	
	対 象 者:農業を営む個人・団体等	
	資金使途:営農のため当面必要な運転資金及び福島県内	
	での営農再開のため必要な資金	
	貸付限度額:1,200 万円まで(個人は1,000 万円まで)	
	貸付期間:10年以内	
	貸付利率:無利子(保証料は別途必要)	
	担保保証人:不要(福島県農業信用基金協会の保証)	
農業近代化資金	東日本大震災により直接又は間接被害を受けた農業者に	
	ついては、平成 23 年 5 月から最長 18 年無利子かつ実質担	
	保・保証人なしで融資を受けることが出来るようになり、	
※震災以降の取扱実績	当組合でも取扱金融機関として受付を行っています。	
: 17 件・107 百万円	本資金により、津波被害によって耕作地が浸水あるいは	
	農機や施設等が流失する等の影響を受けている農業者の復	
	旧・復興に向けた需資に対応しています。	
	対 象 者:農業を営む個人・団体等	
	資金使途:施設・農機具、果樹等植栽育成、家畜購入、	
	長期運転資金等	
	貸付限度額:2億円まで(個人は1,800万円まで)	
	貸付期間:20年以内	
	貸付利率:最長 18 年無利子	
	担保保証人:必要に応じて担保、保証人が必要	
	(福島県農業信用基金協会の保証・保証料	
	負担なし)	
農業経営改善促進	認定農業者及び六次産業化法認定者のための運転資金で	
資金(新スーパーS	あり、当組合が取扱金融機関として相談・受付を行います。	
資金)	対 象 者:認定農業者・六次産業化法認定者	
	資金使途:農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	
	貸付限度額:2,000 万円まで(個人は500 万円まで)、六次	
※震災以降の取扱実績	産業化法認定者 4,000 万円まで (個人は 1,000	
はありません。	万円まで)	
	貸付期間:1年以内	
	貸付利率:年1.5%(保証料は別途必要)	
	担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証)	

資金名 資金の内容

JAバンクの資金

はありません。

一資金

東日本大震災の影響を受けた農業者の負担軽減を図るため、JAバンク利子助成 事業(※)を活用したJA農業関係資金を相談・受付しております。

※ JAバンクアグリ・エコサポート基金では、厳しい経営環境に直面している農業者に対して、 農業経営の安定化・効率化を目的に、JAバンクの農業資金に対して最大年1.0%の利子助成 を行っております。なお、利子助成の対象となる農業資金は「JA農機ハウスローン」、「担 い手応援ローン」、「アグリスーパー資金」「アグリマイティ資金」、「農業経営改善促進資金(新 スーパーS資金)」及び「農業近代化資金」です。

(以下①~④の貸付利率は利子助成前の利率)

① JA農機ハウス 対象者:農業を営む個人・団体等

ローン 資金使途:農機具、パイプハウス購入等

貸付限度額:1,800 万円まで

※震災以降の取扱実績 貸付期間:10年以内

: 4件・5百万円 貸付利率:年1.975%~2.150%(保証料は別途必要)

担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証)

② 担い手応援ロー 対象者:農業を営み、JAの税務対応支援を受ける個

人・法人

資金使途:農業生産・農業経営に必要な運転資金

※震災以降の取扱実績 貸付限度額:1,000 万円まで

はありません。 貸付期間:1年以内

貸付利率:年1.975%(保証料は別途必要)

担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証)

③ アグリスーパー 対象者:水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる

資金 個人·法人等

資金使途:農業生産・農業経営に必要な運転資金

※震災以降の取扱実績 貸付限度額:水田・畑作経営所得安定対策の交付金相当額

及び対象品目の販売代金相当額のうち、IA

口座に入金される金額の範囲内

貸付期間:1年以内

貸付利率:年1.60%(保証料は別途必要)

担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証)

④ アグリマイティ 対象者:農業を営む個人・法人等

資金使途:農機具購入、農畜舎建設資金、農産物加工·

流通・販売に必要な資金、地域の活性化や振

※震災以降の取扱実績 興を支援するための設備資金 等

: 29 件・2 億 9 百万円 貸付限度額: 所要金額の範囲内まで

貸付期間:原則10年以內

貸付利率:年1.00%~2.175%(保証料は別途必要)

担保保証人:原則不要(福島県農業信用基金協会の保証)

古関	話関連資金の内容>				
資金名		資金の内容			
制力	制度資金				
災害復興住宅融資		住宅金融支援機構原資の資金であり、当組合が相談窓口			
	制度	及び取扱金融機関として受付を行います。			
		大震災を受け、平成23年5月から取扱いが開始となった			
		融資制度であり、主に被災者が住宅再建を行う際に、当初			
※震災以降の取扱実績		5年間無利子、元金据置期間を5年(通常3年)に拡充し			
	: 65 件・10 億 53 百万	た被災者支援のための住宅融資制度です。			
	円	対 象 者:住宅が全壊、半壊、一部損壊された方			
		(り災証明書を交付されている方)			
		資金使途:住宅の新築・購入、補修			
		貸付限度額:3,270 万円まで			
		貸付期間:35年以內			
		貸付利率(注):当初5年 年0.00%			
		6 年~10 年目 年 0.75%			
		11 年目以降 年 1.28%			
		(注) 建設・購入の場合で特例加算部分は除く			
		担保保証人:建物・敷地に第一抵当権順位の抵当権を設定。			
		火災共済(保険)金請求権に質権設定。			
J	Aバンクの資金				
	JA住宅ローン	災害復興住宅融資制度は、金額の上限があることや面積			
		要件があることから、被災者支援を目的にJA住宅ローン			
		の要件を緩和いたしました。			
	※震災以降の取扱実績	具体的には、後順位での抵当権設定を可とするなどの対			
	: 225 件・47 億 12 百万	応を行っており、災害復興住宅融資制度と併せ、被災者の			
	円	住宅再建支援を行ってまいります。			
		対 象 者:組合員の方			
		資金使途:住宅の新築・購入(中古住宅含む)、増改築資			
		金等			
		貸付限度額:5,000 万円まで			
		貸付期間:35年以内			
		貸付利率:年 0.75%~3.96%(保証料は別途必要)			
		担 保:融資対象物件(土地・建物)に原則として第			
		一抵当権順位の抵当権を設定。			
		原則火災共済(保険)金請求権に質権設定。			
		保 証 人:原則不要(福島県農業信用基金協会又は協同			
		住宅ローン(㈱の保証)			
	l				

資金名	資金の内容	
JAマイカーロー	津波被害によりマイカーが多く失われ、被災者の生活の	
	足は奪われました。当管内・避難生活において、日々の生	
	活にマイカーが必要不可欠であることから、JAマイカー	
	ローンを取り扱っております。	
※震災以降の取扱実績	対 象 者:組合員の方	
: 318 件・5 億 21 百万	資金使途:自動車・オートバイ購入、点検・修理、車検、	
円	運転免許取得、車庫建設(100万円以内) 等	
	貸付限度額:500万円まで	
	貸付期間:7年以內	
	貸付利率:年 1.60%~3.95%(保証料は別途必要)	
	担保保証人:不要(福島県農業信用基金協会の保証)	

c 地域の復興計画策定への参画

当組合は、地域の農業者を代表する立場として、管内各市町村における復興連絡会議等への参画、当組合職員の管内行政への出向派遣等により、管内行政の復旧・復興計画の策定や、水稲作付再開等の管内農業基盤に関わる方針検討に積極的に参加しております。

こうした取組みを通じて、農業者の意見が反映された地域復興計画により、 農地の復旧・復興による営農再開・農産物の生産拡大を図るとともに、さら には放射性物質のモニタリング調査等を円滑に実施しながら「安全・安心」 な農産物の生産に取組んでおります。

引き続き、地域の関係機関が一体となって復興・復旧に取組んでいくにあたり、当組合も積極的な役割を発揮してまいります。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

当組合では、農業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、当組合の 事業計画及び各市町村の復旧・復興計画に基づき、次のような取組みを続け ております。

(a) 農業生産基盤の復旧対策

当組合管内の水田面積約 12,000ha のうち、新地町・相馬市の津波冠水水田の面積約 1,700ha と、原発事故の影響により全域で水稲作付を自粛した南相馬市・飯舘村の水田面積約 8,000ha の合計約 9,700ha が被害を受けております(被災面積は全体の約 81%)。このうち、南相馬市の約 2,600ha は津波冠水しており、二重の被害を受けております。

国の被災農家経営再開支援事業を活用した地域農業復興組合が、平成26年4月末までに27組合が設立され18組合が稼働しております。被災農地の復旧(除草・がれきの撤去作業等)にあたるとともに、津波冠水農地の除塩作業が進められておりますが、平成25年度までに被災復旧が完了し作付を再開

した面積は新地町・相馬市の約 450ha にとどまっております。

一方、原発事故に伴う農地除染に関しては、除染作業員の不足、仮置き場設置の難航等により、南相馬市の農地除染の受注者が受注を断念する状況となりました。平成26年4月末時点では新たな農地除染の受注者が決定しておらず、当初予定からは大幅に除染スケジュールが遅延する状況にあります。そうした状況下、平成26年度、南相馬市において旧警戒区域を除く地域で、水稲栽培に付き実証栽培から本格栽培に移行しますが、農地除染が遅れる中での本格栽培移行に対する不安・不満等から、平成26年度の栽培面積は、平成25年度の実証栽培面積(約120ha)を下回る栽培面積(約110ha)に留まる見込みです。

当組合においては、県内のJAグループにより設立された「JAグループ福島復興基金」を活用し、「平成25年度JAグループ福島復興基金『農業復興対策助成事業』の活用計画」を策定、平成25年度に総額78百万円の規模にて管内農業生産基盤の復旧・復興のための諸施策への活用や農家・生産組織への助成等を実施しました。

〈「JAグループ福島復興基金『農業復興対策助成金』の活用計画」の取組実績〉

位置づけ	個別取組み内容	
営農再開支	① 農業再生産助成	
援事業	・畜産生産振興対策事業 (和牛(肥育・繁殖)・乳用牛導入に対する支援)。	
(事業費実績	・園芸品目の生産基盤復旧策(園芸施設(パイプハウス)の取得支援)。	
75 百万円)	・重点園芸品目生産拡大事業(種子代・菌床代に対する支援)。	
	・園芸新規品目モデル展示圃設置事業	
	② 農業機械・施設等修繕、導入助成	
	・機械導入のリース料助成。	
	③ 保全管理事業助成	
	・除草作業支援事業(無人ヘリによる除草剤散布料への支援)。	
復旧•復興支	① 生産基盤復旧·復興事業助成	
援事業	・水土里システム維持管理費用(システム利用料、インク・用紙代助成)。	
(事業費実績	② 風評被害対策事業助成	
3 百万円)	・消費拡大PR事業:園芸(消費地・市場における消費宣伝活動支援、量	
	販店等対面試食販売の実施への支援)。	
	・消費拡大PR事業:米穀(消費地・市場における消費宣伝活動支援)。	
	・直売所イベント助成:園芸。	
	地場産牛肉信頼回復対策: 畜産。	

また、各種団体による被災地支援事業と連携した営農再開等の農業復興支援の取組みを行っており、特に平成25年度の「キリン絆プロジェクト(第 II ステージ)」の取組みにおいては、株式会社キリンビール及び公益社団法人日本フィランソロピー協会の協力・支援を得て、地域ブランド・六次化に向けた支援として50百万円の購入資金助成を行いました。

(b) 除塩・除染対策の取組み

除塩対策については、各市町村において、農用地除塩特定災害復旧事業による除塩工事が実施されており、平成25年度下期については、当組合も管内の新地町、南相馬市より作業委託を受け、除塩作業に取り組んでおります。

除染対策については、国及び各市町の除染計画に基づき除染作業が着手され、平成25年度下期については、当組合も管内の新地町より作業委託を受け、除染作業に取組んでおります。

当組合としても「安全・安心」な農畜産物生産と風評被害払拭のために、 各行政機関との連携を密にしながら、農地除染の早期完了に向けた働きか け・取組みを進めております。

食品に対する不安を払拭するための放射能検査に関しては、平成25年度下期に福島県の「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」により、米の全袋検査用の検査機器を新たに2台導入し5台体制とした他、引き続き、農産物検査機器9台を本店・営農センター・直売所に設置して、客観的なデータを適時・適切に提供する取組みも行っております。

(c) 東京電力に対する原発事故農畜産物損害賠償対策

当組合では、福島県農業協同組合中央会等と連携のうえ、組合員 9,169 人から委任を受け、廃棄農産物、不耕作、風評被害による価格下落、営業 損害等を対象として農畜産物損害賠償・補償請求を毎月実施しております。

平成 25 年度の農家賠償については 176 億 33 百万円の請求を行い、前年 度請求分を含め 168 億 73 百万円の支払いを受け、組合員口座に入金しまし た。

また、当組合の事業自体の損害賠償については、決算期毎に逸失利益・ 財物価値の減少・追加的費用等について賠償請求を行っております。

今後も被災農家組合員の立場に立った賠償・補償請求対策を継続してまいります。

(d) JA出資型農業生産法人による農作業受委託・農業経営

当組合は、震災後、JA出資型農業生産法人「(株)アグリサービスそうま」を設立、農業経営・作業受託を通じて、管内農業の担い手と共存しながら地域農業基盤強化と農業振興を図る取組みを行っております。

平成25年度は、業務用玉ねぎ約2haに加えて、水田約16haの集積を実施し主食用水稲約12ha、加工用水稲約4haの生産事業を行うとともに、当組合と連携しながら農地除塩作業を実施(新地町約31ha、南相馬市鹿島区約37ha)した他、新地町の草地除染(約17ha)にも取組みました。また、新規事業として当組合の新地育苗センターの管理作業を受託(約30千枚)しました。

引き続き、農地の面的集積に向けた管内各地域の協議等にも参画しながら、 地域農業の維持・拡大や、生産基盤の復旧・復興にあたり、当該法人の利活 用を訴求してまいります。

e 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする被災者等からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった 人材の育成を図るため、各種資格取得や研修受講を奨励しております。

営農再開に向けた動きが進展するなかで、「JAバンク農業金融プランナー」の資格を取得した 10 名の職員を中心に、多様化・専門化する農業者等の金融ニーズに的確に対応してまいります。

また、融資担当者の対応能力の向上のために、金融法務相談員登録・JA 住宅ローン実務・農業金融プランナーの取得を奨励しております。

加えて、FP資格者及び宅建資格者が、組合員及び地域住民の生活再建に向けて、相続・贈与・税務・宅地取得等の相談により専門的に対応し、震災前の生活再建に向けた様々なサポートを行ってまいります。

<資格取得状況:平成26年4月末時点>

資 格	取得者数
JAバンク農業金融プランナー	10名
金融法務相談員	34 名
税務相談員	24 名
年金アドバイザー	23 名
FP	7名
宅地建物取引主任者	4名

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

a 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策 新規就農や六次産業化等、新分野への進出取組みへの支援は、被災地域の 復興・活性化を促進させる観点から有意な取組みであり、管内農業基盤の復 旧状況等を見極めながら、新分野への取組み支援等に取り組んでまいります。

(a) 新規就農に対する支援

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域農業の活性化を図っていくうえでは、新規就農の誘致及び定着の支援をしていくことが必要と認識しております。

新規就農者に対しては、行政機関・関係団体等との連携による就農相談会での情報提供や農業技術研修の場を提供することにも取り組んでまいります。

(b) 六次産業化に対する支援

当組合では震災前は地元農産物(大豆、米、南瓜、加工トマト)を原料に、納豆、味噌、焼酎、米粉うどん、トマトジュース等六次産業化の取組みを進めてまいりました。今回の震災・津波により納豆の加工施設が壊滅したほか、一部品目の作付等についても原発事故による放射能汚染により制限が加えられております。

今後は、加工施設の復旧及び農地除染作業の進行状況を見極めながら 六次産業化の取組みを進めてまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のため の方策

(a) 農畜産物損害賠償請求にかかる説明会等の開催

原発事故の影響により、不耕作状態を余儀なくされている組合員農業者への農畜産物損害賠償にかかる税務上の取扱い等につき、平成26年2月に実施した組合員座談会において説明いたしました。

(b) 米の安全性確保に向けた取組み

福島県指導のもと生産者のご理解、ご協力を頂き、相馬市・新地町管内の水田を中心に放射性セシウム吸収抑制対策として塩化カリの施肥や、全量全袋検査を行うことにより、「安全・安心」を確認した米のみを販売・流通しております。米の全袋検査用の機械については、平成25年9月に追加で南相馬市管内に2台設置、営農再開に向けての体制整備を行っております。

放射性セシウム吸収抑制対策と全量全袋検査は、平成 26 年度も引き続き実施してまいります。

c 早期の事業再生・生活再建に資する方策

当組合は、各市町村が作成する「経営再開マスタープラン」について検討 段階より参画しておりますが、管内 25 か所の旧市町村・地域で策定に着手 し、平成 26 年 4 月までに 18 か所でプラン策定が完了しました。今後、この プランに基づく集落営農の再構築や地域農業の中心となる経営体への農地 集積等の推進等にあたり、経営相談に対応するとともに経営計画の作成支援 や必要な資金需要等への対策を講じてまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

事業承継については、営農部門と信用部門担当者による担い手農家への訪問活動時や各支店・営農センター等に寄せられる相談・課題等に適切に対応するために、引き続き社労士・税理士等の外部専門家と連携した事業の承継に対する支援を行ってまいります。

e 地域や組合員・利用者への積極的な情報発信

当組合の経営状況等については、ディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組み状況(東日本大震災に伴う各種対応、各事業所の環境放射線モニタリング結果等)については、ホームページや広報誌「ひろば」等を通じて継続的に情報発信しております。

また、組合員・利用者の他、地域住民の間でのコミュニケーション・絆づくりに貢献するべく、前年に続き、平成25年11月に当組合主催イベント「第17回JAまつり」を開催しておりますが、本年度は、地域農業再生・実践と風評被害払拭を期して同月初めて開催した「相馬地方農業復興大会」の関連プレイベントとの位置付けとし、両イベントにかかる費用の一部については、「風評被害の防止」のための取組等に対し交付される「平成25年度地方消費者行政活性化交付金」を活用させていただきました。なお、「JAまつり」につきましては、今度とも同様のイベントを毎年継続開催していくこととしております。

3 剰余金の処分の方針

当組合は、農業協同組合として、組合員から出資を受け入れ、生じた剰余金については、農業協同組合法等の定めるところにより、内部留保の充実に努めるとともに、安定した出資金配当を維持することとしております。

平成26年2月期決算におきましては、当期剰余金1,170百万円を計上したことにより内部留保(利益準備金・任意積立金)が震災前を超える水準に復元しました。法令の定めるところにより、優先出資配当は実施するものの、普通出資配当につきましては、震災復興に伴う経費の増加等が今後も見込まれることから、内部留保の充実を図るため、震災以降3期連続で無配とさせていただきました。

今後につきましては、地域農業・経済の活性化への貢献、組合員組織基盤の維持・強化を果たすため、当組合の収益改善や内部留保の充実状況等をふまえ、 適切な配当のあり方を検討してまいります。

4 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される総代会の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される理事会が業務執行を行っております(理事会は原則月1回開催)。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査は、当組合の本店・支店の全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき計画どおり実施しております。

監査結果は、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告したのち被監査 部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。

また、監査結果の概要を四半期毎に理事会に報告することとしていますが、 特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務 及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じております。

(3) 地域特性・事業基盤にあった収支構造に向けた取組み

当組合では、場所別・部門別の経営分析を実施しており、収支構造や課題等を把握し、事業利益等を重視した経営管理を実施しております。

東日本大震災・原発事故による事業基盤の変化を受けて、場所別・部門別 損益管理に取り組みながら、地域の復興状況等を踏まえ、事業機能強化と合 理化対策等の観点で部門毎の業務改善に資する拠点等の再配置を継続的に検 討しております。

また、当組合の避難区域に所在する施設配置に関しては、避難区域内の総合支店(2店舗)について、1店舗が本来の所在地で営業開始済(平成25年4月)、残る1店舗についても地元帰還の方向での再建が決まっております。他の施設についても、地域の復興状況を踏まえつつ、方向性を出していくこととしています。

(4) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの 管理を含む各種リスクの管理状況

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より 健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しており ます。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に 対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と 仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、これらに基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

今後とも、この管理体制による適切なリスク管理に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

また、通常の貸出取引については、本店金融共済部に審査管理課を設置し、各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等体系的な規程・手続きを整備し、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を適正に行っている他、不良債権については個別の管理方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及

び財務の健全化に努めております。

また、理事会は、被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月、かつ必要に応じて随時に受け、被災者等の個別状況の更なる確認を行うよう指示する等、適切にリスクを把握・管理してまいります。

(b) 今後の方針(不良債権の適切な管理を含む)

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用事業部門等の関係部署が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、継続的な状況把握、早期の情報収集に取り組んでおります。

こうした情報等を適切に踏まえたうえで、リスク管理部門が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、「被災債権の管理方針」に基づく金融円滑化を念頭に置いた債権の管理に努め、被災状況や生活再建状況に応じた適切な金融サポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでまいります。

c 市場リスク管理

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM (資産・負債管理)を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境 分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、 経営層で構成するALM委員会を四半期毎に開催して、運用方針及びリスク 管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。

運用部門は、理事会で決定した運用方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ(損失等の危機回避)を行っております。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、四半期毎にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

d 流動性リスク管理

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中金に預け入れ しており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで運用調達 について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。 また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては、投資 判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

e オペレーショナル・リスク管理

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務・システム・法務等について、事務手続にかかる各種規程を決め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自主検査・自店検査を実施し、事務リスクの削減に努めています。なお、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

以上